

文書館資料の収集に関する留意事項

昭和60年7月15日 館長決定

改正 令和2年3月23日

「文書館資料収集基準」の適用に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

第1 共通の留意事項

- 1 全道的な状況を把握し得るもの及び地域的な特色が明らかとなるものを収集する。
- 2 一群のものとして保存されている文書及び刊行物等は、努めて一括して収集する。
- 3 個々には輕易にみえるものであっても、長期に継続して保存することによって、政治、経済、文化、生活等の推移を明らかにできるものは収集する。
- 4 文書の残存が少ない時代のものは、稀少性に留意して収集する。
- 5 その他、将来、歴史的資料として有用と考えられるものを収集する。

第2 公文書に関する留意事項

1 道関係機関の文書

(1) 内容に関する事項

次の内容の文書を収集する。選別に際しては、平成15年9月29日付け法文第796号「知事の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則の一部改正について」の別紙の別表（第14条（公文書の廃棄及び文書館への引渡し）関係）を参考とする（以下、「別表」という。）。

ア 行政運営及び政策の基本的な事項を定める方針及び計画の策定又は改定に関する文書（「別表」の類型1）

(ア) 道政の基本的な執行方針に関するもの

(イ) 総合計画、特定分野別計画など長期にわたって企画された計画に関するもの

(ウ) 道政の重要な施策、事業及び制度に係る方針又は計画に関するもの

イ 条例及び規則の制定又は改廃に関する文書（「別表」の類型2）

ウ 予算及び決算に関する文書で特に重要な事項に係るもの（「別表」の類型3）

(ア) 道民生活に顕著な影響があった事項に係る予算（執行状況及び起債を含む。）、決算、税務等に関するもの

(イ) 道又は道が出資し若しくは補助する団体の監査に関するもので、特に重要なもの

エ 栄典に関する文書（「別表」の類型4）

オ 職員の進退、賞罰等に関する文書で重要な事項に係るもの（「別表」の類型5）

(ア) 重要な給与制度、服務制度及び人事管理に関するもの

(イ) 特別職等の任免及び事務引継書に関するもの

カ 国有財産及び道有財産に関する文書で重要な事項に係るもの（「別表」の類型6）

- キ 地方独立行政法人の設立及び解散に関する文書（「別表」の類型7）
- ク 皇室及び庁中儀式に関する文書で重要な事項に係るもの（「別表」の類型8）
- ケ 道に対する国の関与及び市町村に対する道の関与に関する文書で重要な事項に係るもの（「別表」の類型9）
 - 道民生活に顕著な影響があった施策、事業及び制度に係る国から道への又は道から市町村への助言、勧告等に関するもの
- コ 他の行政機関又は民間の団体との申合せ等に関する文書（「別表」の類型10）
 - 道民生活に顕著な影響があった施策、事業及び制度に係る他の行政機関又は民間の団体との申合せ、協定その他の取決めに関するもの
- サ 告示、訓令及び通達の制定又は改廃に関する文書（「別表」の類型11）
 - 道民生活に顕著な影響があった施策、事業及び制度に係る告示、訓令、要綱及び通達の制定又は改廃に関するもの
- シ 政策評価に関する文書（「別表」の類型12）
 - 基本方針、実施方針、評価結果等が明らかとなるもの
- ス 議会審議に関する文書（「別表」の類型13）
 - 道民生活に顕著な影響があった事項に係る審議の経過及び結果に関するもの
- セ 訴訟、不服申立て等に関する文書（「別表」の類型14）
- ソ 統計書、試験研究資料等で重要な事項に係るもの（「別表」の類型15）
 - (ア) 国の委託を受けて実施した重要な調査に関するもの
 - (イ) 道政の決定又は遂行に反映させるために実施した重要な調査又は試験研究の経過及び結果に関するもの
 - (ウ) 世論調査の経過及び結果に関するもの
 - (エ) 国政又は道政等の選挙、審査、請求等の執行及び結果に関するもの
- タ 契約、貸付金、補助金等に関する文書で重要な事項に係るもの（「別表」の類型16）
 - (ア) 重要な施策、事業及び制度に係る契約、貸付金の貸付け、補助金の交付等に関するもの
 - (イ) 貸付金の貸付け、補助金の交付等の要件に関するもの
- チ 市町村の廃置分合、境界変更、名称変更等に関する文書（「別表」の類型17）
- ツ 部局、行政機関、公の施設等の設置及び廃止に関する文書（「別表」の類型18）
- テ 許可、認可、特許、登録その他の行政処分に関する文書で重要な事項に係るもの（「別表」の類型19）
- ト 建議書、請願書、陳情書等で重要な事項に係るもの（「別表」の類型20）
- ナ その他道民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する情報又は北海道の歴史、文化、学術、事件等に関する情報が記録された公文書（「別表」の類型21）
 - (ア) 道民生活に大きな影響を及ぼした災害、事件、経済事象等に関するもの
 - (イ) 道内で起き、又は道に関わりのあった大きな出来事に関するもの
 - (ウ) 北海道の歴史又は沿革に関するもの
 - (エ) 将来の道政等の参考又は例証となるもの

(オ) 学術研究上保存の価値があると認められるもの

(2) 運用に関する事項

ア 主要な道政の推移を体系的かつ継続的に明らかにすることができるように収集する。

イ 地方自治法施行以前の文書は、原則としてすべて収集することとする。

ウ 次の文書は、特に配慮して収集する。

(ア) 知事等（知事部局以外では、その機関の長。以下同じ。）が決裁したもの

(イ) 知事等が出席した主な行事及び部内の会議を記録したもの

(ウ) 道全体の施策に係る企画、調整を担当する組織（各部代表課を含む。）のもの

(エ) それぞれの施策、事業等については、計画から結果にいたる一連のもの

エ 年次又は地域を限って収集することが適当な場合には、年次又は地域を特定して収集する。

オ 請願書、陳情書等、同種のものが大量にわたる場合には、原則としてその一部を収集する。

カ 大量にわたるものなどのうち、年次をおいて収集することが適当な場合には、一定の年次をおいて収集する。

キ 保存文書として編冊したもの以外であっても、行政上の補完資料として重要なものは収集する。

ク 本庁、本部等と出先機関等とに同一内容の文書がある場合には、本庁、本部等のものを収集する。

ケ 次の文書は、収集対象から除外する。

(ア) 内容が軽易で定例的なもの

(イ) 議事録の速記録、公報の原稿、統計の集計表等で刊行物等にその内容が記載されているもの

(ウ) その他、文書館において保存することが適当でないもの

2 国、都府県、市町村等の文書

(1) 内容に関する事項

次の内容の文書を収集する。

ア 国の文書

(ア) 道民生活に与える影響が顕著な国の法令、施策、制度、事業、調査、統計等に関するもの

(イ) 開拓使、北海道庁などの所管した主要業務（函館裁判所、札幌農学校、屯田兵、税関、炭礦鉄道、拓殖費事業など）であって、現在、国等に移管されている業務に関するもの

イ 都府県、道外市町村の文書

(ア) 北海道に係る探検、調査、出兵、管轄等に関するもの

(イ) 北海道への移住及び北海道との相互交流、流通等に関する重要なもの

ウ 道内市町村の文書

(ア) 市町村における特徴的な施策及び例規に関するもの

- (イ) 地域の開拓、産業、生活、文化等の状況に関するもの
- (ウ) 主要な行事、事件、災害等に関するもの
- エ 公団・公社及び地方公共団体の組合の文書
設立主体の道、国、都府県及び市町村の文書に準ずる内容のもの
- オ 外国の公的機関の文書
北海道に係る探検、調査、外交、軍事、相互交流、貿易等に関する重要なもの
- (2) 運用に関する事項
地方自治法施行以前の文書は、輕易なものを除き、すべて収集することとする。

第3 私文書に関する留意事項

1 内容に関する事項

次の内容の文書を収集する。

- (1) 主要な団体、企業、個人に関するもの
 - ア 指導的な役割を果し、又は顕著な活動を行った団体、企業、個人に関するもの
 - イ 歴史的な事件、運動等にかかわった団体、企業、個人に関するもの
 - ウ 上記ア、イ以外の団体、企業、個人に関するものであっても、それぞれの分野の推移を長期にわたって把握できるもの
- (2) 移住、定着等の実態に関するもの
 - ア 移住、開拓に関する意見、方策等が明らかとなるもの
 - イ 移住のあっせん事業に関するもの
 - ウ 移住団体、会社、農場等、移住の組織に関するもの
 - エ 出身地の生活状況及び移住先における定着に関するもの
- (3) 地域の特色及び生活慣習、伝統文化等の実態に関するもの
 - ア 地域の自治的団体の構成、運営、事業、規約、慣行等に関するもの
 - イ 生産、労働、流通、金融、加工等、地域産業の特徴が明らかとなるもの
 - ウ 教育、宗教、医療、家族制度、衣食住、儀礼、娯楽等、地域の文化及び生活に関するもの
 - エ その他、伝承、習俗等に関するもの
- (4) 行事、事件、災害等に関するもの
 - ア 全道又は地域の生活に大きな影響を及ぼしたもの
 - イ 全道又は地域の重要な行事に関するもの
 - ウ その他一般に注目され、話題となったもの

2 運用に関する事項

- (1) 明治期以前の文書はすべて収集することとする。
- (2) 北海道以外の地域に係る文書であっても、道内に所在し、かつ、文書館において保存することが適当と認められるものは収集することとする。

第4 刊行物等に関する留意事項

1 内容に関する事項

次の内容の文書を収集する。

- (1) 文書の機能を代替し、欠如を補完するもの
 - ア 道関係機関のすべての刊行物等

- イ 国、都府県、市町村等（道内の市町村、道及び道内の市町村が設立した特殊法人たる公団・公社及び地方公共団体の組合を除く。）の北海道を主な対象とした重要な刊行物等
 - ウ 道内の市町村、道及び道内の市町村が設立した特殊法人たる公団・公社及び地方公共団体の組合の基本的な施策、事業等に関する刊行物等
 - エ 団体、企業、個人の主要な組織、運営、事業、活動等に関する刊行物等
- (2) 文書及び上記(1)の刊行物等を理解する上で参考となるもの
- ア 刊行物
 - (ア) 歴史、文書、人物等に関する著作、論文、報告、参考書等
 - (イ) 調査、統計、分析などの結果報告書
 - (ウ) 法令集、解説書等
 - (エ) 新聞等の情報紙誌
 - (オ) 歴史その他の資料集、年表
 - (カ) 地理書、紀行、地図
 - (キ) 資料目録、索引、辞典、要覧、年鑑、人名録等
 - (ク) その他、文書館において利用に供することが適当なもの
 - イ 書写本、図面、写真、フィルム、磁気テープ等
刊行物に準じて収集する。
- 2 運用に関する事項
- (1) 次の刊行物等は特に配慮して収集する。
 - ア 散逸した文書に代わるもの
 - イ 刊行物等によって保存することが適当なもの
 - (2) 文書とともに一群として保存されてきたものであっても、次のものは収集対象から除外する。
 - ア 文書との関連が特に薄いもの
 - イ 他に保存されることが適当なもの